

建築物の解体・リフォーム工事前には 有資格者によるアスベストの 事前調査が必要です!

令和5年10月1日以降に着工する、建築物の解体・リフォーム工事を行う前には、有資格者による事前調査の実施が義務となります。

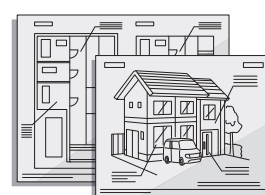
事前調査とは

解体・リフォーム工事を行う建築物等(建築物・工作物)にアスベスト含有建材が使用されているか否かを確認するための調査です。

建築時期・規模・用途を問わず、全ての建築物等の解体・リフォーム工事*を行う前には、事前調査する必要があります。

※建築物等の解体等工事を業者等に依頼しないで、自ら施工する場合も含まれます。

- 設計図書等の書面調査と現地での目視調査の両方を行う必要があります。
- それでも明らかにならなかった場合、分析による調査を行うか、使用しているものとみなすことになります。



事前調査を行う者

事前調査は元請業者または自主施工者が行います。

令和5年10月1日以降着工の建築物の解体・リフォーム工事を行う前には、以下に該当する有資格者による事前調査を行うことが義務となります!



- 1 特定建築物石綿含有建材調査者(特定調査者)
- 2 一般建築物石綿含有建材調査者(一般調査者)
- 3 一戸建て等石綿含有建材調査者(一戸建て等調査者)*
- 4 令和5年9月30日以前に(一社)日本アスベスト調査診断協会に登録され、事前調査を行う時点においても引き続き登録されている者。

※一戸建て等調査者は一戸建て住宅や共同住宅の住戸の内部のみ事前調査を行うことができます。

資格取得に向けて

- 資格を取得するためには、登録講習機関が実施する講習を受講し修了する必要があります。
- 講習の詳細や最新の登録講習機関情報は、厚生労働省のウェブサイトからご確認ください。

<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/course/>



事前調査の後は(工事着工前)

アスベスト含有建材使用の有無にかかわらず、次の事項を実施してください。

- 1 調査結果の発注者への説明(書面を交付)
- 2 調査記録の作成・保存(工事終了後3年間)
- 3 調査結果の現場備え置き
- 4 調査結果の現場掲示(A3以上で公衆の見やすい場所に掲示)
- 5 調査結果の行政への報告 など



事前調査結果の行政への報告

次のいずれかに該当する場合は、アスベスト含有建材の有無にかかわらず、事前調査結果の都道府県等への報告が必須です!

- 建築物の解体 ……………作業対象となる床面積の合計が80㎡以上
- 建築物のリフォーム ……………請負代金の合計が100万円以上
- 工作物*の解体・リフォーム ……………請負代金の合計が100万円以上

*アスベスト含有建材が使用されているおそれ大きいものとして環境大臣が定めるものに限ります。



報告方法と報告先

事前調査結果の報告は原則として、国の石綿事前調査結果報告システムで行います。

<https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp>

事前調査結果の報告先自治体は、作業を行う場所(工事現場)の住所によって異なりますので、システムで報告先を選択する際はご注意ください。



作業を行う場所(工事現場)	報告先自治体
23区	各区役所
八王子市	八王子市環境部環境保全課
市(八王子市を除く。)	【延べ面積2,000㎡未満の建築物】各市役所 【延べ面積2,000㎡以上の建築物及び工作物】 東京都多摩環境事務所環境改善課
多摩地域の町村	東京都多摩環境事務所環境改善課
島しょ地域の町村	東京都環境局環境改善部大気保全課



作業基準など、工事での規制の詳細は・・・

アスベスト情報サイトから
動画をチェック!

東京都 アスベスト

検索

東京都アスベスト情報サイト https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/air/air_pollution/emission_control/asbestos/



問い合わせ先

■東京都環境局環境改善部 大気保全課
〒163-8001
新宿区西新宿2-8-1 都庁第二本庁舎20階
TEL 03-5388-3493(直通)

■東京都多摩環境事務所 環境改善課
〒190-0022
立川市錦町4-6-3 東京都立川合同庁舎3階
TEL 042-595-8795(直通)

令和5年度

登録番号第33号

東京都環境局